

取扱区分：「公開」

令和7年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年4月10日(木) 10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和 7 年第 4 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 7 年 4 月 1 0 日（木） 午前 1 0 時 1 6 分 ～午前 1 1 時 2 0 分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

（1）出席委員 15人

1 番	林	俊	一	2 番	歳	光	時	正
3 番	野	村	邦	幸	4 番	重	永	正
5 番	佐	伯	伴	章	6 番	笠	井	保
7 番	河	内	邦	雄	8 番	藤	原	典
11番	秋	貞	啓	子	12番	藤	井	孝
13番	山	下	敏	彦	15番	市	川	進
16番	有	馬	俊	雅	17番	兼	重	智
18番	田	中	榮	作				

（2）欠席委員 4人

9 番	佐	伯	信	治	10番	高	橋	恵
14番	瀧	山	美	智	19番	白	石	純

（3）事務局職員 4人

局 長	中	村	仁	紀	次 長	原	田	賢	二
次長補佐	神	本	和	典	係長待遇	中	山	浩	毅

（4）関係部署職員 5人

産業振興部	部 長	荒	美	雅	丈
産業振興部農業振興課	課 長	菅	田	浩	司
産業振興部農業振興課	農政担当係長	高	木	雅	子
産業振興部農林整備課	課 長	福	本	英	生
産業振興部農林整備課	農林整備担当係長	山	根	亮	矢

（5）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第15号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による 地域計画の策定に係る意見聴取について	1件
議案第16号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	11件
議案第17号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第20号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画 の変更承認申請について	1件
議案第21号	令和7年度最適化活動の目標の設定等について	1件
議案第22号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件
議案第23号	令和7年度周南市農業委員会事業計画の策定について	1件

第3 報告事項

報告第22号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の 届出について	13件
報告第23号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29 条の規定による農地の転用の制限の例外としての届 出について	4件
報告第24号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転 用のための権利移動の届出について	7件
報告第25号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53 条の規定による農地等の転用のための権利移動の制 限の例外としての届出について	2件
報告第26号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人 の報告について	8件
報告第27号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農 地であることの報告について	21件
報告第28号	現況が農地でないことの証明等について	5件
報告第29号	令和7年度の周南市農業委員会の予算について	1件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、周南市農業委員会事務局の人事異動について、ご報告いたします。

【人事異動報告】

職員 2 名

【あいさつ】

中村事務局長

次に、農業振興課及び農林整備課の職員をご紹介します。

初めに、荒美産業振興部長より、ご挨拶いただきます。

荒美部長

【あいさつ】

ありがとうございました。

荒美部長は、ここで退席となります。

中村事務局長

次に、菅田農業振興課長より、農業振興課職員の紹介と令和 7 年度の農業振興課予算の概要につきまして、ご説明いただきます。

菅田課長

【あいさつ】

職員 1 名

【あいさつ】

菅田課長

【令和 7 年度の農業振興課予算の概要の説明】

中村事務局長

ありがとうございました。

次に、福本農林整備課長より、農林整備課職員の紹介と令和 7 年度の農林整備課予算の概要につきまして、ご説明いただきます。

福本課長

【あいさつ】

職員 1 名

【あいさつ】

福本課長

【令和 7 年度の農林整備課予算の概要の説明】

中村事務局長

ありがとうございました。

農林整備課の職員は、ここで退席となります。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中15人で、周南市農業委員会総会

会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、9番・佐伯信治委員、10番・高橋 恵委員、14番・瀧山美智子委員、19番・白石純治委員の4人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案第18号の上程を取り下げ、議事日程を改めましたので、お取り替え願います。

併せまして、議案第21号の別紙2もお取り替えをお願いします。

また、正誤表を配付しておりますので、よろしくお願いします。

なお、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくお願いします。

開会（午前10時16分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第4回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

7番・河内邦男委員、8番・藤原典子委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の

規定による地域計画の策定に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

1 ページの議案第15号は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、周南市長より地域計画を定めることについて意見を求められましたので、これについて、農業振興課の説明を受け、ご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、菅田課長よろしくお願いします。

菅田農業振興課長

本件は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、周南市地域計画の勝間地域の案について、ご意見をお伺いするものです。

これまでの策定の経過といたしましては、農業委員会で、作成いただきました、目標地図の素案に基づき、令和6年度に、勝間地域において4回、延べ56人の皆さんにご参加いただき、貴委員会をはじめ、県やJAなど、関係機関と一緒に、協議を進めてまいりました。

また、計画の案については、自治会を通じて、回覧を行い、協議の場にご参加できなかった皆さんのご意見も踏まえて、この度、計画の最終案が完成したところです。

今後、貴委員会やJAなど関係機関の皆様からのご意見を踏まえ、必要に応じて修正を行った上で、速やかに公告・縦覧を行い、令和7年5月1日に計画を策定したいと考えております。

説明は、以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第15号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号について、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第15号につきましては、承認する旨を市長に答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、しばらくお待ちください。

議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

2ページから5ページの議案第16号は、1議案11件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が365.70平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、自宅から近い農地で家族と一緒に野菜等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

17番、兼重です。

議案第16号1番について、去る3月13日、事務局職員、推進委員と3名で現地を確認いたしました。

また、譲渡人とは電話にて、譲受人とは現地で意思確認をしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

譲渡人は高齢で、膝関節を痛め、畑仕事が無理となって来たので、耕作を引き継ぐ者を探していたところ、譲受人から耕作したいとの要望があり、譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は、会社員で三交代勤務をしており、農作業に十分時間が取れるので、畑を探していたところ、自宅の近くで申請地を譲り渡したいとの話を聞き、譲り受けることにしたとのことでした。

譲渡人からは、耕運機を譲り受ける話をしており、また、農作業の指導も受けることを約束しているとのことでした。

申請地は竹林に囲まれた丘陵地の畑で、除草もしてあり、自己管理保全の畑です。畑の一角には、簡易な農具用倉庫が設置してありました。

畑の周りに柿木が4本植えてあり、東向きの日当たりの良い農地です。

今後も畑地として利用し、家族で楽しく野菜を育てたいとのことでした。

調査項目に従って調査しましたが問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

議長（山下会長）

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が3,117平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は譲渡先を探していたところ、譲受人から申し出があり譲り渡すものです。

譲受人は、水稻耕作及び野菜等の栽培をするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番・河内委員

7番、河内です。

番号2について補足説明をします。

3月10日に事務局と推進委員と現地調査をしました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

また、事務局と同行で申請者と会い確認しました。

現況は3筆とも枯れ草が茂った遊休農地です。

3年前まで麦等の耕作がされていた土地です。

譲渡人は高齢者になっており、耕作意欲はなく、管理に困ってお

議長（山下会長）

り、農業を継承してくれる人を探していたところ、土地を有効利用してくれる人がおり、譲り渡すことにしました。

譲受人は健康で老後の楽しみや生きがいとして農業ができる土地を捜していたところ、適地が見つかり、譲渡人に申し出たところ承諾を得たので譲り受けることにしました。

このうち1筆は水田として耕作するのには問題ないと思われます。

残り2筆は水田として耕作されるなら水の管理、通作距離もあるが、隣接農地の利用に対して支障が生じない方法で責任をもって対処することの確認をしました。

また、JAに加入、作物を出荷されるとのことで、農機具等一部保有しておられました。

調査結果、調査項目にあっており、審議をよろしくお願いします。

以上、調査結果を終わります。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第16号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑3筆の面積が1,147.48平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、自家用野菜等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

3番・野村委員

3番、野村です。

農地法第3条1項による許可申請について説明します。

3月14日に事務局、農業委員、推進委員の4人で現地確認しました。

内容は事務局の説明のとおりです。

申請地は耕作しており、野菜も植えてありました。

譲渡人は高齢になり、近くに住む譲受人に譲り渡すとのことです。

譲受人は、直売所に野菜類を出荷しており問題はないと思います。

譲渡人、譲受人双方には電話にて確認しました。

申請書類も揃っており確認しましたが問題もないと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が1,991.30平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住し、管理が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、以前より申請地の管理をしており、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番、有馬です。

番号4番について、補足説明をします。

去る3月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と2名、私の4

原田事務局次長

議長（山下会長）

16番・有馬委員

名で現地を確認しました。

3月23日に譲渡人と譲受人に電話にて意思確認をしました。

現地は、6段程度の段々畑になっており、野菜が植えられているところと、雑草が繁茂しているところがありました。

譲渡人は遠隔地に住み、管理もできないことから譲受人を探していたとのことでした。

譲受人は従前より当地の一部を借り野菜を作っていたこともあり、今回、譲渡人から相談があり譲り受けることにしたそうです。

譲受人は引き続き野菜や果樹を栽培するとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが、特に、問題はないと思われます。

以上よろしく審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が522平方メートルの

議長（山下会長）

原田事務局次長

農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は今後耕作の予定がないため譲り渡すものです。

譲受人は、近隣に住宅を取得し、キャベツやキュウリ等の露地野菜を栽培するため当該農地を譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

番号5番について、補足説明をします。

去る3月14日に事務局職員と農地利用最適化推進委員と2名、私の4名で現地を確認しました。

3月23日に譲渡人と譲受人に電話にて意思確認をしました。

現地は、譲受人が購入される住宅に隣接する農地で、雑草が繁茂し、しばらく耕作されていない様子でした。

譲渡人は施設に入所しており、今後も耕作の予定はないとのことでした。

譲受人は本市出身であり、母親と生活するために戸建ての住宅を購入することにされ、隣接する申請地で野菜を作る予定とのことでした。

また、農機具については譲渡人が所有する機器を譲り受ける交渉をしているとのことでした。

なお、現在は県外に住み、本市に通勤しているが、近々引っ越して来たいとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

議長（山下会長）

特に、問題はないと思われます。

以上よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第16号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が2,695平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は申請地を相続したが、市外に居住しており、農地の維持管理が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの

現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番・市川委員

15番、市川です。

番号6番について、3月14日に事務局と農業委員、推進委員4人で現地確認を行いました。

また、申請人とは後日、電話にて意思確認をしました。

申請内容について、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地の地目は田で2筆です。

譲渡人は、市外に住んでいて、自身での耕作が困難であり、現在は譲受人に耕作をお願いしていることもあり、譲受人に今回譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、所有し、耕作している農地に隣接しており、今回、譲渡人より申し出があり譲り受けることにしたそうです。

申請地の現状は水稻です。

今後も水稻として利用したいとのこと。

調査項目に従い調査しましたが問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第16号、番号6番は、許可と決定いたします。

原田事務局次長

続きまして、議案第16号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

番号7番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が247平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、果樹や季節の野菜等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番・重永委員

4番、重永です。

議案第16号7番について補足説明をいたします。

去る3月27日に事務局、推進委員と一緒に現地を確認いたしました。

また、3月30日に申請人2人にそれぞれ電話にて意思の確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。

現況は畑で、休耕になっていましたが、保全管理はされておりました。

譲渡人は市街地に居住されており、家族の誰も農業ができないため、申請地のすぐ近くの住民である譲受人に相談し、譲り渡すこと

になったとのことでした。

譲受人は耕運機、草刈機、薬剤散布機、チェーンソー等の農機具を所有し、自宅周辺で野菜及び果樹栽培をされています。

現在、会社勤めをしておられますが、退職後に備え、以前から農地を増やして耕作に力を入れていきたいと考えていた折に、譲渡人から売買の話をもらったので、申請地を取得して、より一層営農活動に取り組みたいとのことでした。

調査項目に従って調査いたしましたが、問題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号、番号8番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

番号8番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田5筆の面積が6,297平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は管理が困難なため譲り渡すも

議長（山下会長）

原田事務局次長

のです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

原田事務局次長

原田事務局次長

佐伯信治委員からお預かりした補足説明を代読いたします。

番号8番に係る補足説明をします。

3月11日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地確認を行いました。

概要については事務局より説明されたとおりです。

申請地は、ほ場整備の未実施地区にあり、水稻が作付されている農地です。

同日、譲渡人と直接出会い、経緯並びに意思を確認しました。

譲受人はこれまでも申請地を耕作されており、引き続き水稻を作付するとのことです。

特に問題ないと考えますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号8番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号、番号8番は、許可と決定いたします。

次の議案第16号、番号9番及び番号10番につきまして、佐伯伴章委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

佐伯伴章委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員1名退席)

それでは、議案第16号、番号9番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

番号9番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田6筆、畑3筆の面積が9,354平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住し、管理が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

原田事務局次長

原田事務局次長

佐伯信治委員からお預かりした補足説明を代読いたします。

議案第16号番号9番に係る補足説明をします。

3月27日に譲受人、農地利用最適化推進委員並びに事務局職員とともに現地確認を行いました。

概要については事務局より説明されたとおりです。

同日、譲受人の家族から経緯並びに意思を確認しました。

譲受人は会社員で、休みの日にはこれまでも専業農家である家族と共に耕作に取り組んできたとのことで、引き続き、地域にも貢献していきたいとのことでした。

譲渡人は、市外にお住まいのため、後日、電話で意思確認をしました。

特に問題ないと考えますのでよろしくご審議のほどお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号9番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号9番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第16号、番号9番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号、番号10番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号10番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が15平方メートルの農地です。

申請地は、番号9番の申請地と一体となっている農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は市道整備の際、ほ場が分断され、余り地となった土地を整理するため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出のため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

原田事務局次長

原田事務局次長

佐伯信治委員からお預かりした補足説明を代読いたします。

議案第16号番号10番に係る補足説明をします。

3月27日に譲受人、農地利用最適化推進委員並びに事務局職員とともに現地確認を行いました。

概要については事務局より説明されたとおりです。

譲受人については番号9番と同様ですので省略します。

譲渡人には、後日、電話で意思確認をしました。

特に問題ないと考えますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号10番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号10番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号、番号10番は、許可と決定いたします。

佐伯伴章委員は、ご着席をお願いします。

(委員 1 名着席)

続きまして、議案第16号、番号11番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

番号11番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑 1 筆の面積が136.36平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住し、管理が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

原田事務局次長

原田事務局次長

佐伯信治委員からお預かりした補足説明を代読いたします。

議案第16号番号11番に係る補足説明をします。

3月27日に譲受人、農地利用最適化推進委員並びに事務局職員とともに現地確認を行いました。

概要については事務局より説明されたとおりです。

後日、譲受人から経緯や意思を確認しました。

議長（山下会長）

譲渡人は、市外にお住まいのため、後日、電話で意思確認をしましたが、特に問題ないと考えますのでよろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第16号、番号11番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号、番号11番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第16号、番号11番は、許可と決定いたします。

次に、議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

6ページの議案第17号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、申請人の父親により、平成8年8月28日付けの山口県知事の許可を受け、ハーブ園の管理棟及び駐車場として転用されましたが、許可された事業計画の面積を超えて、管理棟、プレハブ倉庫、太陽光パネル、駐車場が設置されたものです。

山口県知事の許可を受けた父親が死亡していることから、父親の相続人に対してこの許可の効力は及ばず、当該相続人が農地転用を行おうとする場合は、改めて転用許可申請を行う必要があるため、許可の取消しの対象とはなりません。

今般、相続人である申請人から転用許可申請があったもので、無断転用されたものに係る許可を追認するか否かの事案となります。

申請地は、周南市大河内市民センターから南東へ約1,300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

本申請は、始末書が添付されています。

無断転用については、亡くなった申請人の父によるものですが、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことでした。

土地の代替性はなく、事業計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番・河内委員

7番、河内です。

番号1について補足説明をします。

3月21日に事務局と推進委員と現地調査をしました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

平成8年度にハーブ園を家族で5年間ぐらい経営しておりましたが本人が体調を崩したのをきっかけに運営を中止しておりましたが、今回再度経営をしたいとのでした。

相続もされております。

当初の許可内容との違いは、管理棟・プレハブの位置、新たに太陽光設備の設置がありますので、現在の状況で適正に申請をするものです。

調査結果、調査項目にあっておりますので、審議の程、よろしく

議長（山下会長）

お願いします。

以上結果報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第17号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第17号、番号1番は、許可と決定いたします。

議案第18号は、上程取下げのため、欠番となります。

次に、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

8ページの議案第19号は、1議案3件です。

番号1番につきましてご説明します。

譲受人は、会社が使用している既存の資材置場がありますが、今般購入した住宅を建築関連の営業所として活用するために、隣地に資材置場が必要になり、申請地を譲り受け、足場用材料及び外装用資材の置場として335.00平方メートルを擁する資材置場を整備しようとするものです。

譲渡人は、譲受人から希望があったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市三丘市民センターから北東へ約3,350メートルに

位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

また、申請地の工事完了後は、資材置場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番・歳光委員

2番、歳光です。

議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1番について、去る3月21日に事務局、推進委員、私の3名で現地調査を行いましたので報告をします。

また、3月31日には譲渡人とは現地で譲受人とは電話でお話をお聞きしました。

申請地は、長年耕作をされておらず草刈りの管理をされておった土地で、水利もなく小面積335㎡の土地を今回資材置場として購入し足場用材料及び外装用資材置き場として使用するものです。

また、譲受人は今回の申請地の横にある宅地及び畑も前回購入し事務局及び従業員の福利厚生施設として利用している場所であり、資材置き場として利用することにも、また、調査項目に照らし合わせても問題ないと思われます。

よろしく願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第19号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第19号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積332.23平方メートル、パネル枚数166枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、後継者もなく、維持管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市中須支所から北西へ約710メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の11ページから15ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、今回の転用箇所の一部に、譲渡人が平成20年頃に無断転用

により観賞魚の飼育用水槽を設置している箇所があったことから、これについて譲渡人からの顛末書が提出されております。

この無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯伴章委員

5 番・佐伯伴章委員

5 番、佐伯です。

議案第19号 2 番について補足説明します。

現地確認は、事務局と推進委員の 3 名で行いました。

申請の農地は草刈りなどの維持管理がされていまして。

譲渡人とは電話確認し、相続した後、草刈り等で維持してきましたが、年齢のこともあり維持困難になり、後継者も管理困難とのことで今回の申請となりました。

譲受人とも電話確認となりましたが、申請のとおり、太陽光設備を設置するとのことでした。

すでに近隣住民の方には説明されており、隣接農地等への問題もその他影響はないものと思われますので、審議のほどよろしく願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第19号、番号 2 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号、番号 2 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第19号、番号 2 番は、許可と決定い

神本次長補佐

たします。

続きまして、議案第19号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

譲受人は、申請地を譲り受け、自身が代表を務める総合建設工事が所有する最終処分場へ産業廃棄物を運搬する際、最終処分場へ至る道幅が狭いため、産業廃棄物を仕分し、10トントラックから4トントラックへ積み替えるための作業場として整備しようとするものです。

譲渡人は、遠方に居住しており、維持管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市須々万支所から南へ約1,560メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の16ページから20ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、申請地の工事完了後は、産業廃棄物の積替作業場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

3番・有馬委員

番号3番、有馬です。

第3番について、補足説明をします。

去る3月26日に事務局職員と現地を確認するとともに、4月4日に譲渡人、譲受人と電話でそれぞれ意思確認をしました。

議長（山下会長）

申請地は地目は田ですが、作物は植えられた形跡はありませんでした。ただ草刈りはされ管理はされていきました。

譲受人は申請地に近い隣の市の最終処分場へ産業廃棄物を運搬する際、その道路が狭小のため、一旦小型トラックに産業廃棄物を積み替える作業の必要性ができたことから、その適地を探していたとのことでした。

申請地は最終処分場に近いため譲り受けることにしたそうで、産業廃棄物を仕分ける作業場として活用するものであり、産業廃棄物を処分する場ではないとのことでした。

譲渡人は遠隔地に住み、今後も活用する見込みがないことから譲り渡すことにしたそうです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われます。

以上よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第19号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第19号、番号3番は、許可と決定いたします。

次に、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

9 ページの議案第20号は1 議案 1 件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和4 年第10回総会の議案第41号、番号5 番として許可を決定し、令和4 年10月11日付け指令周農委5 条許可第62号として許可したものに関連します。

今回の変更点としては、工事期間の延長及び太陽光パネルに関する事項となります。

使用予定の太陽光パネル部品の在庫不足のため事業計画を再検討したことにより工事の着工が遅れ、また、設計の見直しによりパネル設置面積及びパネル枚数が減少しております。

工事着工の遅れ及び太陽光パネルの変更はやむを得ないと考えられます。

なお、変更後の工事期間は既に経過しており、当事案は変更計画の承認の追認となるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第20号、番号1 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第20号、番号1 番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第20号、番号1 番の事業計画の変更を承認することに決定いたします。

次に、議案第21号「令和7 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

10ページの議案第21号について、ご説明いたします。

議案第21号別紙1、別紙2をご覧ください。

これらは、農林水産省の通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」の規定により作成したもので、別紙1の「令和7年度最適化活動の目標の設定等」は、3月10日開催の委員全員協議会でご協議いたしました数値に必要な修正を加え、農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入の促進ごとの最適化活動の成果目標並びに活動目標を設定しています。

別紙2の「地区ごとの令和7年度最適化活動の目標の設定等」は、地区ごとで農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入の促進に係る目標数値を設定しています。

今後、山口県農業会議の確認を受けた上で、公表及び山口県知事等に報告することとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第21号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思います。

このことを踏まえ、議案第21号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第21号は、承認することに決定いたします。

次に、議案第22号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、を議題といたします。

中村事務局長

事務局より議案の説明をお願いします。

中村事務局長

10ページの議案第22号について、ご説明いたします。

第1区、徳山・大津島の農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、令和7年2月12日から3月13日までの1か月間公募を行いましたところ、2名の応募者がございましたので、3月24日に農地利用最適化推進員候補者評価委員会を開催し、応募者について評価を行い、候補者を決定いたしました。

農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっておりますことから、本議案においてお諮りするものです。

氏名等は記載のとおりで、委嘱期間は本日から令和8年7月23日までとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第22号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第22号は、承認することに決定しました。

次に、議案第23号「令和7年度周南市農業委員会事業計画の策定について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

10ページの議案第23号について、ご説明いたします。

別紙のとおり、「令和7年度周南市農業委員会事業計画」をまとめましたので、本事業計画を策定することにつきまして、ご審議を求めるものです。

本文は3ページから始まりますが、3ページ、4ページでは、本市の農業及び農業者の公的代表機関として事業展開するにあたっての基本方針及び6つの事業方針を述べ、4つの重点事項を記載しています。

5ページから7ページは、会議の開催・出席として総会の日程等の組織運営に関することを記載しています。

7ページから23ページが、メインの活動計画で、先にお伝えした基本方針、重点事項のもと、(1)農地等の利用の最適化を推進する活動、(2)地域計画を策定中の地域における計画策定に向けた協力、(3)農地法等関係活動、(4)組織活動、(5)研修活動、(6)情報提供活動、(7)日常活動、(8)その他の活動、を実行する計画としています。

24ページは、年間活動計画表として主要事業のスケジュールを記載し、参考として、25ページ及び26ページに農業委員会に係る条例・規則・規程・要綱・要領の一覧を、最後の27ページに農業委員会の組織図を掲載し、全体として「事業計画」としております。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第23号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任をいただきたいと思います。

このことを踏まえ、議案第23号について、採決を行います。

承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第23号は承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第22号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

11ページから15ページの報告第22号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は13件です。

このうち、番号5番が時効取得によるもので、そのほかは相続によるものでした。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第22号を終わります。

続きまして、報告第23号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

16ページ及び17ページの報告第23号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は4件で、全てが農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第23号を終わります。

続きまして、報告第24号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

18ページ及び19ページの報告第24号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第24号を終わります。

続きまして、報告第25号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

20ページの報告第25号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、2件です。

全て農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

21ページ及び22ページの報告第26号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は8件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第26号を終わります。

続きまして、報告第27号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

23ページ及び24ページの報告第27号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書

議長（山下会長）

交付の希望のあった21件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第27号を終わります。

中村事務局長

続きまして、報告第28号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

25ページ及び26ページの報告第28号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は5件です。

非農地判断の結果、番号3番の内、申請地の一部は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知を交付し、他はすべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第28号を終わります。

中村事務局長

続きまして、報告第29号「令和7年度周南市農業委員会の予算について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

27ページの報告第29号は、令和7年度周南市一般会計予算が3月

14日開催の市議会本会議で議決・成立しましたので、別紙のとおり、周南市農業委員会の予算について、ご報告いたします。

歳出の主なものは、別紙の2ページの中ほどの、農業委員会委員報酬及び農地利用最適化推進委員報酬で、前年度実績に基づいて計上したものです。

次に、下のほうの、印刷製本費43万1千円の主なものは、一昨年9月に創刊した「しゅうなん農業委員会だより」1回の発行に関するものです。

次に、庁用器具費195万6千円は、タブレット端末35台分が予算化されたものです。

あわせて、インターネットに接続するため、通信運搬費が大幅に増額されています。

これにより農業委員及び農地利用適正化推進委員の皆さん全員にタブレットが貸与されることになります。

今後、タブレットの活用方法等について研修会の開催等を予定しております。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第29号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第4回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前11時20分）

議長（山下会長）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年4月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 河 内 邦 男

署名委員 藤 原 典 子